雇用保険・社会保険加入に関するご相談は、

社会保険労務士 山口事務所

にお任せください!

平成 24 年 11 月 1 日より、建設業許可申請や更新時、公共事業入札の際、雇用保険・社会保険の加入状況を記載した確認資料の添付が必要となっています。

雇用保険・社会保険未加入の場合は、都道府県建設業担当部局、労働局、年金事務所から加入指導が実施され、未加入の状態が続くと以下のデメリットが生じる可能性があります。

- ✓経営事項審査での評点の減点幅が拡大する
- ✓ 社会保険未加入の企業は現場に入れない(下請の契約ができなくなる)
- ✓営業停止等、建設業法第28条に基づく監督処分が行われる

くこんなときはぜひご相談ください>

- •雇用保険や社会保険の加入手続きが分からない
- ・加入した場合の保険料負担がどのくらいか知りたい
- ・どの従業員が加入対象なのか判断できない etc.

その他、山口事務所では人事労務に関するご相談や、 給与計算代行、雇用契約書・就業規則等の作成も 行っております。

初回無料でご相談をお受けします。 お気軽にご連絡ください。

社会保険労務士 山口事務所

代表:特定社会保険労務士 山口寛志 東京都渋谷区千駄ヶ谷 1-7-5

ヒロビル 2F

TEL: 03-5775-0762

FAX: 03-5775-0763

URL: http://www.ys-office.co.jp Mail: h-yamaguchi@ys-office.co.jp

ご相談は随時受け付けております。FAX 又はメールでいつでもご連絡ください!

FAXの場合は、このまま切らずにFAXしてください。

FAX: 03-5775-0763

御社名				ご担当者様	
				お名前	
	(,	1	E-mail	
TEL)	アドレス	
希望日時	月	日_	<u></u>	相談内容	

^{*}メールにてお申し込みされる場合は、上記の内容を h-yamaguchi@ys-office.co.jp までご送信ください。